

感染拡大を踏まえた今後の対応

令和3年8月12日

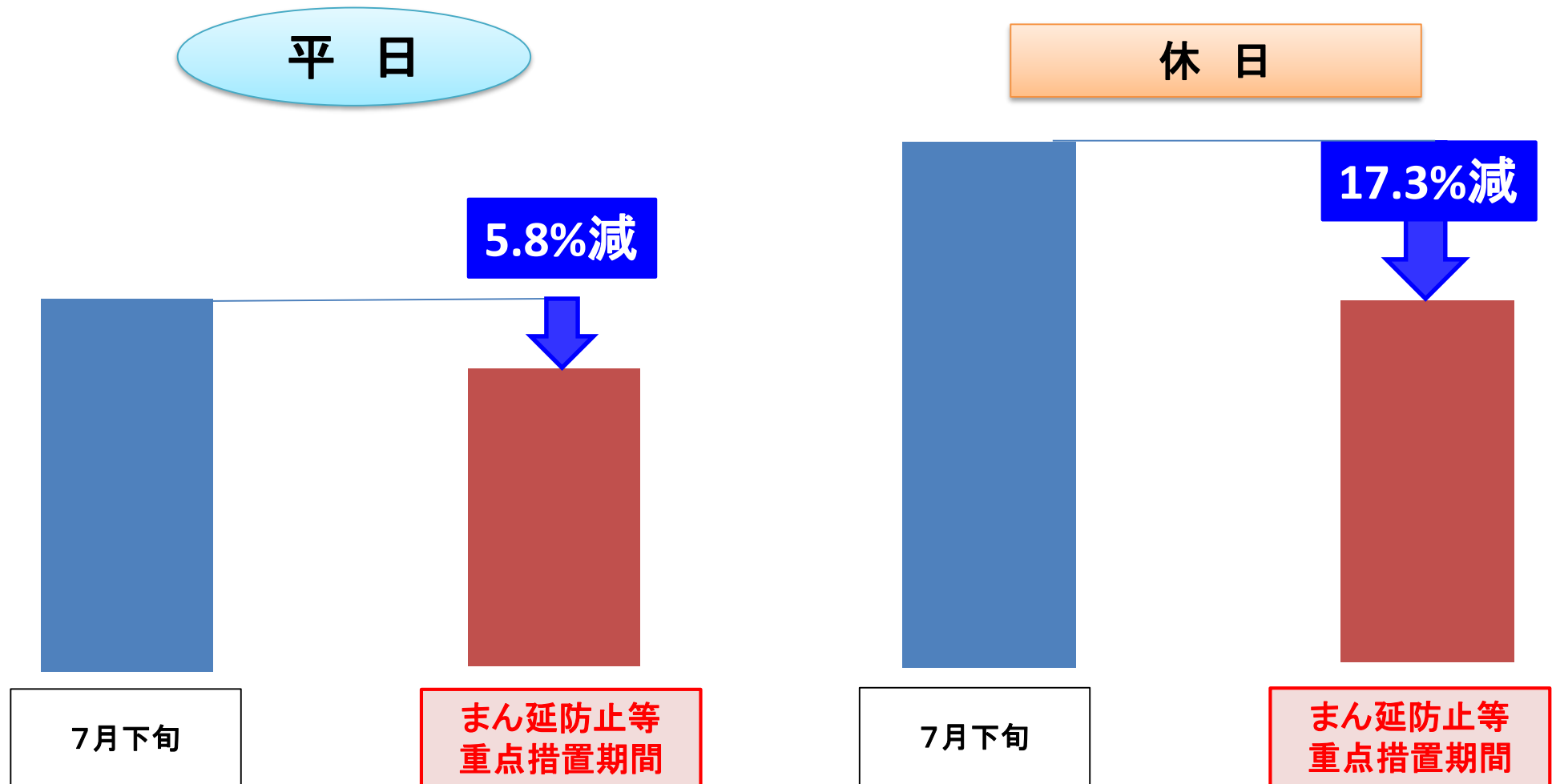


京都府知事 西脇 隆俊

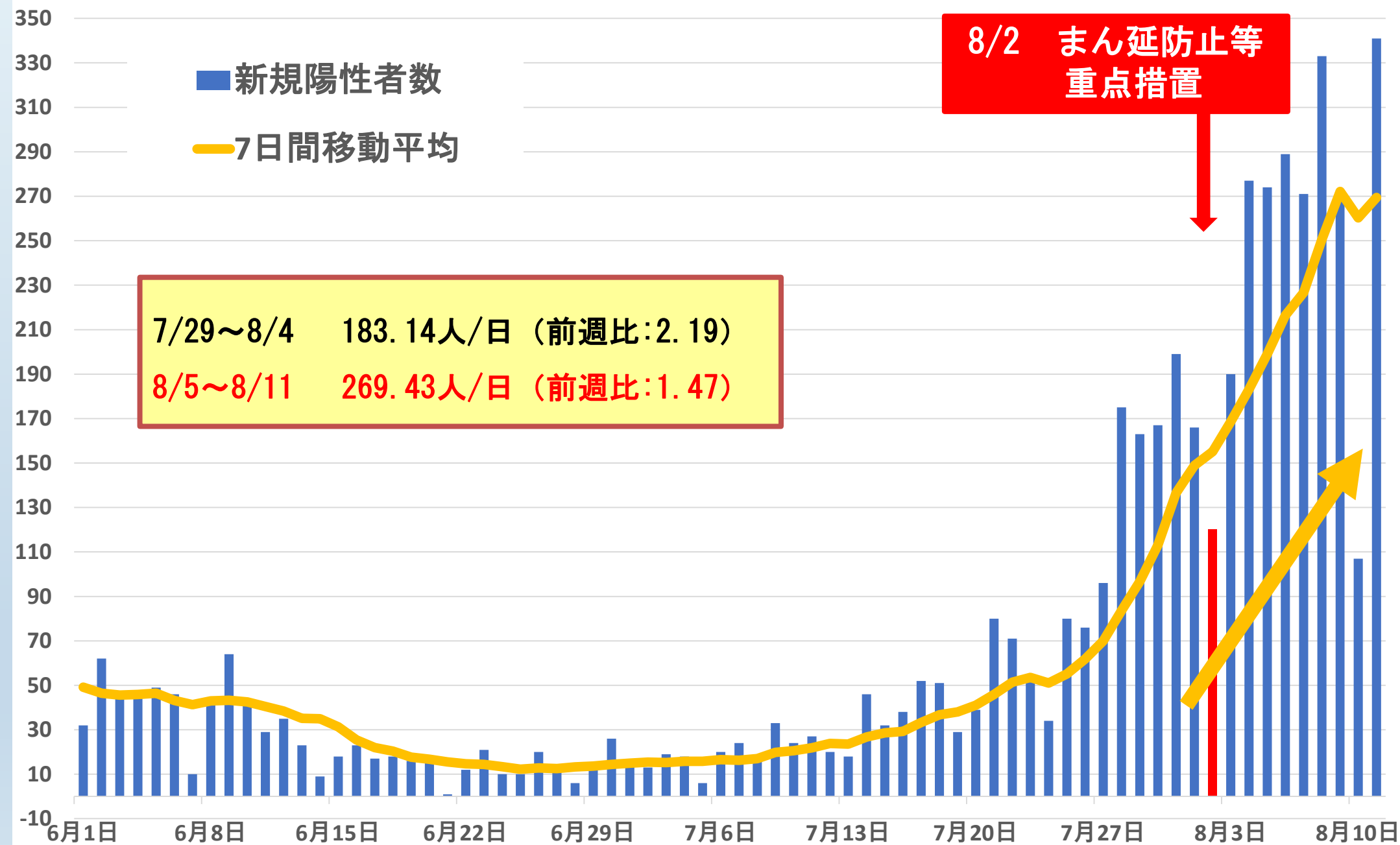
人流面での効果

株式会社Agoop公表資料から、京都府が独自算出
<https://www.agoop.co.jp/>

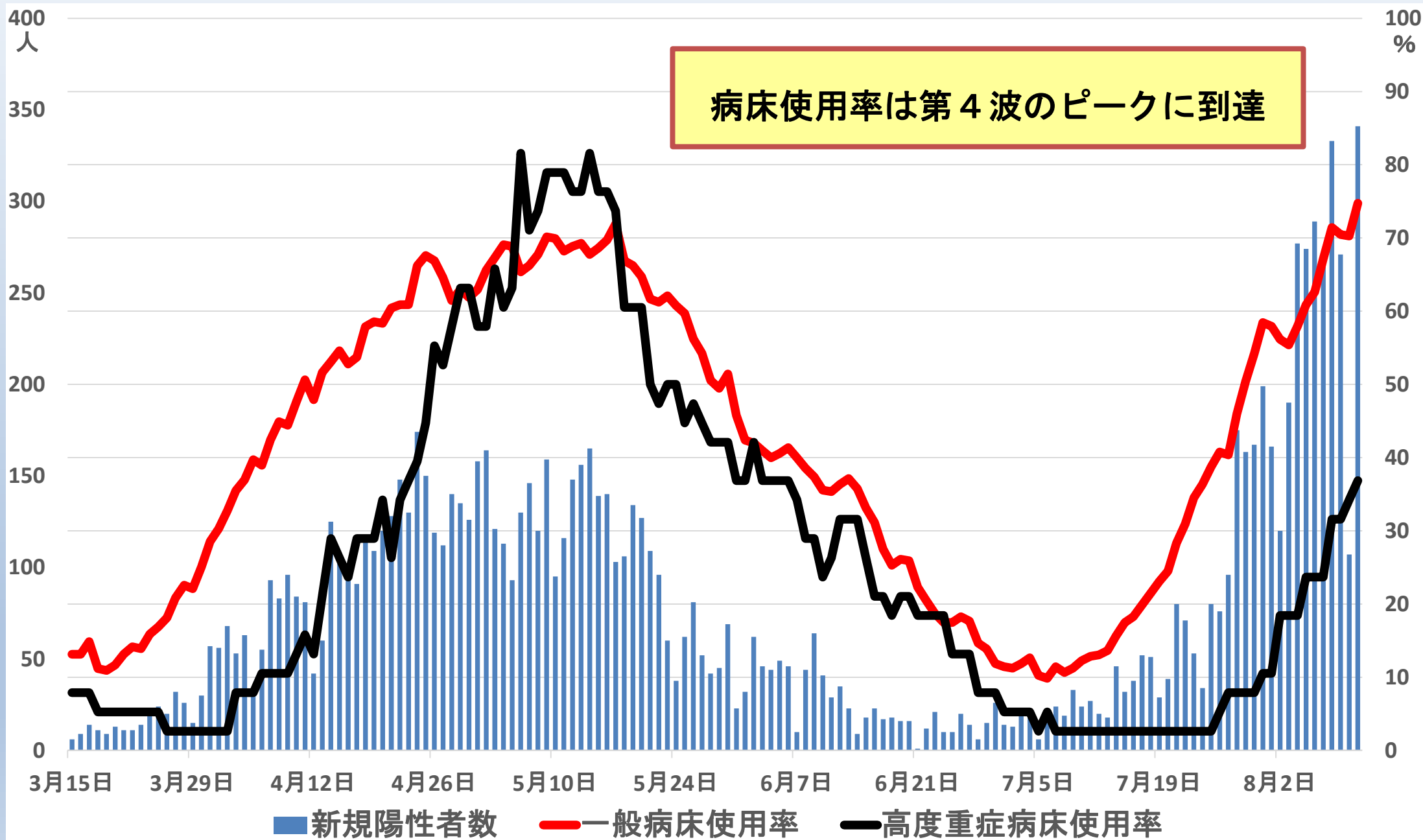
JR京都駅周辺(半径500m)における推定人口(日平均)



感染拡大傾向が続く



病床使用率の推移



- ▶ 全国的に感染が急拡大
- ▶ デルタ株の影響等により京都府でも急拡大
- ▶ 医療現場は極めて厳しい状況
- ▶ 感染拡大を何としても抑え込む必要



緊急事態措置を視野に国と協議

まん延防止等重点措置の改定

～重点措置を講じるべき区域の追加～

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

飲食店等に対する営業時間短縮等

対象	飲食店、喫茶店等、遊興施設で 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	
期間	令和3年8月17日(火) 0時から 8月31日(火) 24時まで	
要請内容等	営業時間等 重点措置区域(以下、措置区域) 京都市に加え、宇治市、 城陽市、向日市、長岡 京市、八幡市、京田辺 市、木津川市	特措法第31条の6第1項 <u>5時から20時まで</u> <u>酒類提供は行わない</u> ※利用者による店内持ち込みを含む
	(継続実施) 措置区域以外の地域	特措法第24条第9項 <u>5時から21時まで</u> <u>酒類提供は11時から20時30分まで</u> ※一定の要件を満たした場合に限る

<p>営業にあたっての要請内容</p>	<p>特措法第31条の6第1項又は第24条第9項に基づく要請 (一例) ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・カラオケ設備の使用自粛 など ※詳細は府のホームページで確認してください</p>
<p>協力金の支給 (店舗への 支給額)</p>	<p>1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり(定休日除く)、 事業規模(売上高)に応じて、 ▶措置区域：3万円～ ▶措置区域以外の地域：2.5万円～ ※詳細は府のホームページで確認してください</p>
<p>認証制度 への取組</p>	<p>京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に取り組むこと</p>

飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等

(1) 商業施設等

特措法第24条第9項

対象期間: 令和3年8月17日(火)0時から8月31日(火)24時まで

措置区域: 京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市

施設の種類	内 訳	内 容
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	1000㎡超の施設: 要請
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	1000㎡以下の施設: 働きかけ
③遊興施設 ※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	・営業時間短縮 <u>5時から20時まで</u>
④サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第31条の6第1項による要請の対象となる

- ・感染防止対策(業種別ガイドラインの遵守)の徹底を要請
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
- ・飲食店等の取扱いは飲食店に対する営業時間短縮の要請内容に準じる

(2) イベント関連施設

特措法第24条第9項

対象期間: 令和3年8月17日(火)0時から8月31日(火)24時まで

措置区域: 京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市

施設の種類	内 訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
		要 請	働きかけ
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・21時までの営業時間短縮 ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮	・21時までの営業時間短縮 ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール		
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)		
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	・20時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮	・20時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥結婚式場	結婚式場	飲食店等に準ずる。	

協力金の支給：時短要請に応じた大規模施設・テナント（例）

対象地域：措置区域

※ 詳細は府のホームページで確認してください

特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、**1,000㎡超の大規模施設**(※1)を**運営する事業者**に対して、自己利用部分面積(※2)**1,000㎡毎に20万円／日・施設に、「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」**を乗じた額を支給

(1)商業施設等及び(2)イベント関連施設のうち、**1,000㎡超の大規模施設**において、**テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者**に対して、**店舗面積100㎡毎に2万円／日・店舗に、「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」**を乗じた額を支給

※1 (1)商業施設等及び(2)イベント関連施設のうち、映画館・プラネタリウム並びに屋内運動施設が対象

※2 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

診療・検査・医療療養体制について

府内医療関係者に対し病床確保を強く要請

確保病床
511床

100床程度の増床を要請

入院医療コントロールセンター

入院待機ステーション

◆受入規模: 8床(最大30床)

8月18日(水)運用開始

安心して自宅療養をしていただく

自宅療養者

主な症状

発熱、吐き気、下痢

※20～30歳代でも
消化器症状が強く
体力を消耗される
ケースが目立つ



新規対策

◆自宅療養者への医療提供

- ▶京都市域: 京都府医師会と連携し「京都市電話診療所(仮称)」を設置
- ▶山城地域: 地区医師会等と連携し電話診療、訪問診療等を実施

◆陽性者外来 29カ所



◆訪問診療

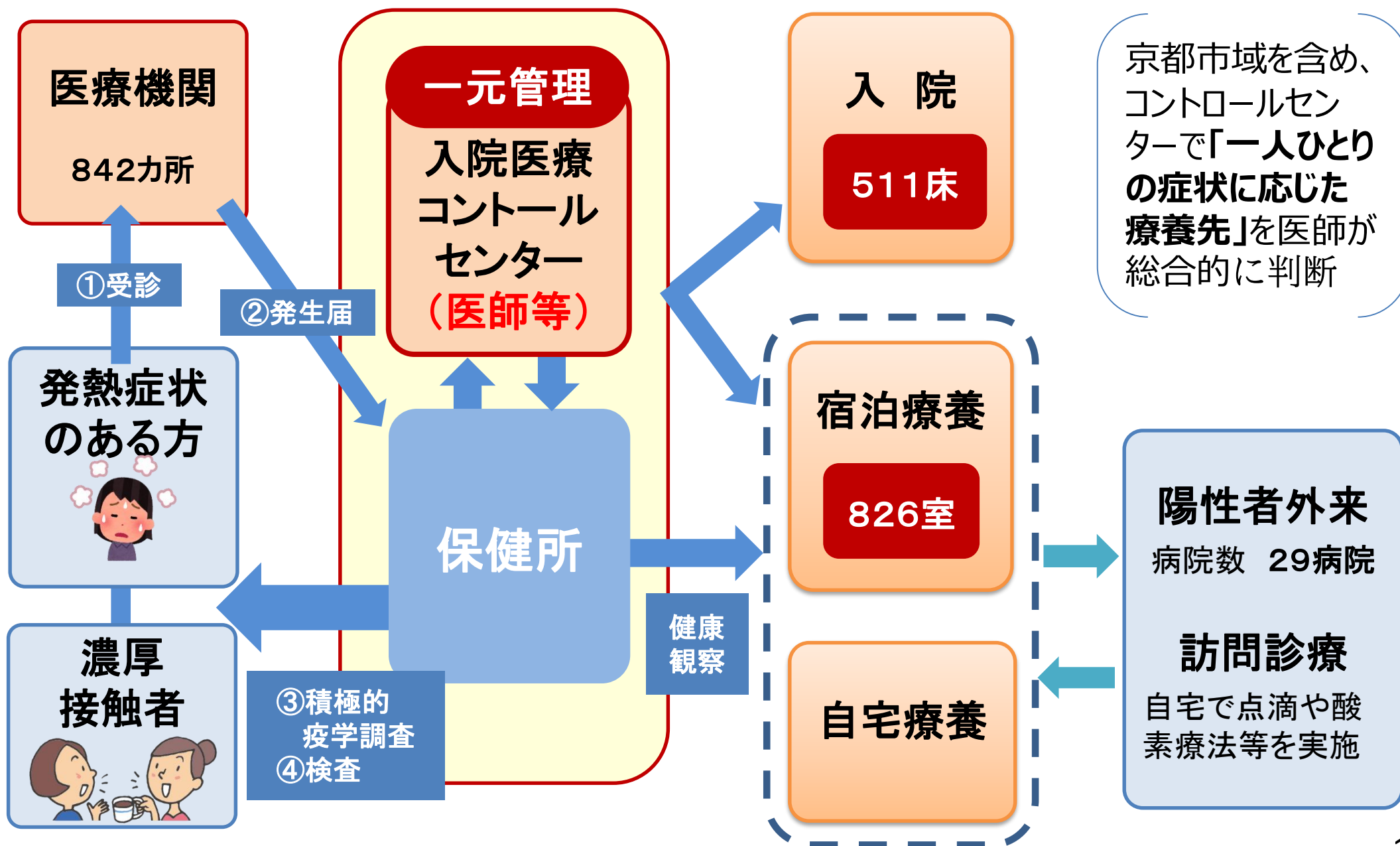
【拡充】府立医大医師派遣

◆自宅療養支援物資

保健所が毎日健康観察



診療・検査・医療療養体制



ワクチンの早期接種に向けて

「京都府ワクチン接種会場」を3カ所設置

予約開始	8月17日(火) 9:00~
対象者	府内に住民票を有する40歳以上の方 ※今回は1回目の接種の方で、国・市町村・医療機関・ 職域接種等で予約をしていない方
ワクチン	武田／モデルナ社製

新 京都駅前会場



設置場所	日本生命三哲ビル8階（下京区東塩小路町608）
接種期間	8月24日(火)~10月18日(月) 土日を除く 16:30~19:00
接種規模	最大170人／日
その他	日本生命保険相互会社との地域活性化包括連携 協定に基づき協力を得て開設

◆その他の会場

設置場所	サンガスタジアム会場（亀岡市追分町） けいはんなプラザ会場（相楽郡精華町）
接種期間	8月21日(土)～10月10日(日) 土日のみ 9:00～16:30
接種規模	各会場：最大400人／日
その他	<ul style="list-style-type: none">・サンガスタジアム会場では(株)京都パープルサンガから協力・けいはんなプラザ会場へは、JR祝園駅からシャトルタクシーを運行

◆予約方法等

WEBシステム及びLINEで受け付け

アストラゼネカ社のワクチン接種について

接種対象者	<p>府内に住民票を有する方で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">・ポリエチレングリコール(PEG)等のアレルギーで、mRNAワクチン(ファイザー社、武田モデルナ社)を接種できない方・海外でアストラゼネカ社のワクチンを1回接種済の方
予約期間	8月17日(火)～31日(火)
予約方法	<p>京都府アストラゼネカ接種コールセンター <u>(075-414-5161)</u>で相談の上、受付</p> <p>受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日曜日を除く。)</p>

府民の皆さまへのお願い

感染急拡大 お盆を控え府民の皆さまへのお願い

- ◆通勤、飲食、買い物等を控え、
極力自宅で過ごしてください
- ◆不要不急の帰省や旅行など、
都道府県をまたぐ往来は自粛してください
- ◆正しくマスクを着用してください
- ◆こまめな手洗いと手指消毒を徹底してください